

## 2 生徒心得

本校生徒は、常に高校生としての自覚と誇りを持って学業に励み、礼節を重んじ、その品位を保ち、充実した規律正しい生活を送り、校訓である「醇厚」「中正」「自彊」「進取」が実践できるよう努力しよう。

### 1 学 習

授業は学習の基礎であるため、意欲的に取り組み学力の向上に努めること

- (1) 始業5分前までに登校し、午後5時30分までに下校すること。ただし、担任や顧問の指導を受けるときはこの限りではない。
- (2) 遅刻・早退・欠課の際は、所定の手続きをすること。
- (3) 登校後の外出は禁止とする。ただし、やむを得ない理由で外出する場合は、所定の手続きを経て、外出証の交付を受けること。
- (4) 欠席、遅刻の場合は、事前に必ず連絡すること。ただし、病気欠席1週間以上、体育（実技）見学が長期にわたる場合には、病気又は怪我であることが証明できるものを提出すること。
- (5) 公欠の場合は、所定の公欠届を提出すること。ただし、高体連・高文連（春季・秋季）大会参加のための公欠は、教務課で一括する。
- (6) 自習時間は静粛にして、他人に迷惑をかけないようにすること。
- (7) スマートフォン（携帯電話）・スマートウォッチの使用は、S H R開始より昼休みを除き、放課後まで禁止とする。（個人ロッカーで自己管理すること）  
タブレットの使用については、教員の指示に従うこと。

### 2 服 装

服装は高校生らしく品位を保ち、常に清潔、端正であることを心がけること。

- (1) 制 服  
本校指定の詰襟型制服・セーラー服型制服・ブレザー型制服を基本とする。  
その他は別に定める本校「制服の基準」に従うこと。
- (2) 移行期間  
移行期間はなしとする。ただし、4月、11月～3月は冬用制服が望ましい。  
ブレザー型制服の場合、ブレザー着用時は、必ずネクタイをすること。
- (3) その他
  - イ 行事や時期によっては、上着着用の指示をすることがある。
  - ロ 冬季の登下校時は、正しく冬用制服を着用した上で、学生服、セーラー服、ブレザーの上に防寒着を着用してもよい。  
その際、防寒着は以下のものとする。
    - ・華美でないもので生徒課にて許可されたもの。
    - ・各部活動指定のもの。
  - その他は別に定める本校「制服の基準」に従うこと。

#### (4) 頭 髪

頭髪については、極端に長いもの・不潔なもの・そり込み・パーマ・染色・脱色・エクステ・モヒカンなどの髪型は禁止する。

#### (5) 靴 下

靴下の色は白・黒・紺・グレーとする。指定の色の靴下でもルーズソックスは認めない。ワンポイントのプリント以外の装飾は認めない。

#### (6) はきもの

はきものは運動靴を原則とし、下駄、ビーチサンダル、スリッパなどは認めない。

皮靴の色は黒、茶を原則とし、派手なものは禁止する。なお、かかとの高いものは避ける。

#### (7) 校 章

詰襟型制服、ブレザー型制服の場合は左えりに、セーラー服型制服、カッターシャツの場合は上着の左胸に、それぞれ本校で定める校章をつける。

#### (8) 異 装

やむを得ない事由により、前記に定める以外の衣服を着用する場合は、生徒課にある所定の用紙を提出すること。

#### (9) その他

イ 登下校、校外行事参加の際は制服の着用を原則とする。詳細は別途定める。

ロ ズボンは本校指定のものとする。

ハ 帽子、マフラー、手袋等を室内で用いてはいけない。

二 化粧ほか、マニキュア、ピアス等の不必要的装身具は禁止する。

### 3 考 査

考查は厳正な態度で受けること。

- (1) 考査のときは、監督の指示に従い、不正行為は絶対に行わないこと。また不必要なものは、考查開始前に所定の場所に置き、机の中に残しておかないこと。
- (2) 考査開始時間に遅刻した場合は直ちに職員室へ行き、指示を受けること。また、途中の退室は監督の先生の指示に従うこと。
- (3) 考査中私語はもちろん物品の貸借をしないこと。また、下敷きの使用も禁止する。
- (4) 考査時間割発表後から成績会議終了までの間は、職員室等への入室は禁止する。
- (5) 考査時間割発表後は早く下校して勉強に努めること。

### 4 校内の美化・管理

安全に学校生活を送ることができるよう、美化保全に努めること。

- (1) 校舎、校具、樹木等の公共物を大切にし、誤って壊した場合は、担任および教務課に届け出ること。
- (2) 休日、休暇中に校舎、校具等を使用するときは担任または係の教員に届け出ること。
- (3) 常に戸締まりに注意し、とくに下校時は、教室の窓は閉めるとともに消灯施錠を行うこと。教室の鍵は、職員室のキーハンガーで管理すること。
- (4) 自転車は学校所定のステッカーを貼り、必ず施錠し、所定の場所に整頓し、他の場所に放置しないこと。

- (5) 所持品には必ず記名すること。
- (6) 体育や特別教室での授業等で教室を離れる際、貴重品は個人ロッカーに入れ自己管理すること。また、多額の現金を所持している場合は、担任に保管を依頼すること。部活動時は各部で責任をもって貴重品の管理にあたること。
- (7) 掲示、放送、出版に際しては、それぞれ担当の教員の指導を受け、生徒課または生徒会に届け出ること。

## 5 生活規律

相手を思いやる気持ちを大切にし、礼儀正しく、あたたかい人間関係を築くこと。

- (1) 朝夕、登下校の際、ならびに廊下などにおいて来校者、先生に会ったときは適切な挨拶をすること。
- (2) 職員室等への入退室時は挨拶をし、正しい言葉遣いで話すこと。

## 6 特別活動

特別活動への積極的な参加により、自己の才能をのばし、適応性を養うこと。

- (1) 部活動は、担当顧問の指導のもとに、常に上級生は親切に下級生を導き個々の特技を伸ばすとともに、協調性を大切にすること。また、学業は生徒の本分であることを忘れず、両立に努めること。
- (2) 清掃活動、H R活動、行事、生徒会活動などの諸活動に、みんなで協力して積極的に取り組むこと。

## 7 校外生活

本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとること。

- (1) 通学途上では交通マナーを重んじ、高齢者、幼児をいたわり、危険な行動や行為をしないこと。
- (2) 安全の為、バイクや車の利用については「3 + 1 ない運動」（免許を取らない、バイク等を買わない、バイク等に乗らない+親は子どもの要求に負けない）の自主規制を遵守すること。
- (3) 自転車の並進・音楽プレーヤーを聞きながらの運転・スマートフォンや携帯電話を触りながらの運転・二人乗り・傘さし運転・無灯火などの交通違反は禁止する。また、雨天時は必ずカッパを着用すること。
- (4) 身辺ならびに近隣等に事変のあった場合はただちに学校に連絡すること。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。特別に必要とする者は学年、生徒課の許可を得て許可証の交付を受けること。

## 8 禁止事項

前各項にも記載されているが、次に掲げるものは厳重に禁止する。

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用
- (2) 不健全な娯楽場、遊技場、および高校生として好ましくない場所への出入り
- (3) 午後11時から午前5時までの外出（深夜徘徊として補導されます）
- (4) 他人の物品の横領、窃盗、破棄

- (5) 脅迫および暴力行為、いじめ（からかい、いじり、SNSによる誹謗中傷等も含む）
- (6) 公共物の汚損、破損
- (7) 考査における不正行為
- (8) 校内において無断火気、電気の使用
- (9) 生徒間、他校生、社会人等との不健全な交際
- (10) バイク、車の免許の取得
- (11) 登下校時および部活動時の電動キックボードの使用
- (12) その他、高校生としてふさわしくない行為